

## 「リフォーム事業※」と備品購入費等を合算して申請する場合

※ここでいう「リフォーム事業」とは商工会登録事業所を利用して内装・設備等を改修する事業になります。

リフォーム事業が30万円を超える場合、または助成対象経費（リフォーム事業、内装・設備工事および備品購入費の合計額）の3分の2以上をリフォーム事業が占める場合には、リフォーム事業と備品購入費を合算させることができます。

例1) 商工会が実施するリフォーム事業で換気機能の付いたエアコンを30万円で設置、サーモカメラを20万円で購入した場合

$$(30万円 + 20万円) \times 4/5 \text{ (助成率)} = \underline{40万円 \text{ (助成額)}}$$

例2) インターネットで購入した換気機能の付いたエアコンを30万円で購入および設置、サーモカメラを20万円で購入した場合

$$(30万円 + 20万円) \times 4/5 \text{ (助成率)} = 40万円 \quad \underline{20万円 \text{ (助成額)}}$$

※リフォーム事業で設置したエアコンではないため、限度額が20万円となります。

例3) 商工会が実施するリフォーム事業で換気機能の付いたエアコンを20万円で設置、サーモカメラを10万円で購入した場合

$$(20万円 + 10万円) \times 4/5 \text{ (助成率)} = 24万円 \quad \underline{24万円 \text{ (助成額)}}$$

※リフォーム事業が3分の2以上を占めているため、合算することができます。